

令和2年（2020年）5月26日

保護者の皆様へ

平塚市健康・こども部  
保育課長

新型コロナウイルス感染症対策における今後の保育所等の対応について（お知らせ）

平素より本市の保育行政に、御理解、御協力いただきありがとうございます。

また、保育施設を御利用いただく皆様におかれましては、大変御心配をおかけいたします。

令和2年5月25日付けで国の緊急事態宣言が解除されたことを受け、神奈川県知事により「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県実施方針」が廃止され、「県による社会生活の維持に必要な事業活動に従事する方（エッセンシャルワーカー）以外の保護者に対する登園自粛要請」については終了となりました。

これに伴い、本市の保育所等の今後の対応について、次のとおりお知らせします。

## 記

### 1 保育所等の開閉所について

市内の保育所等については、原則として、「**開所**」とします。

なお、現状では依然として感染防止対策の徹底が必要となることを踏まえ、保育所での感染リスクをできる限り抑制するため、また長時間の保育の再開によるお子さんへの負担を避ける観点から、**御自宅でお子さんの保育が可能な御家庭については、できる限りお子さんの登園は控えてください。**

### 2 保育所等在籍するお子さんや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合について

保育所等に在籍するお子さんや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合については、罹患したことが発覚してから、原則14日間臨時休園といたします。

なお、罹患したお子さんの兄弟姉妹が別の保育所等に在籍している場合には、感染拡大を防ぐため、その兄弟姉妹についても、在籍している保育所等を14日間お休みしてください。

※保育所等が所在する地域で罹患者が多く発生した場合や、県知事から保育所等の使用の制限等が要請された場合には、保育所等で罹患者の発生がなくても、周辺の保育所等を休園する場合がありますので、御承知おきください。

### 3 期間

令和2年5月26日（火）から令和2年6月30日（火）まで

4 保育所等の利用者負担額（保育料）の取扱いについて

保育所等の利用者負担額（保育料）については、対象期間に保育所等を欠席した0～2歳児クラスのお子さんを対象に、保育料のうち相当額を返金いたします。

※返金方法等は、対象者に対して、別にお知らせいたします。

5 保育所等への通所について

保育士の負担軽減の観点から、次の点について御協力くださるようお願いいたします。

(1) 時差出勤などにより、保護者の出退勤時間に差がある場合は、できる限り、御家庭内で始業時間が遅い保護者様に合わせて登園、終業時間の早い保護者様に合わせてお迎えをしてください。

(2) 急な早朝や夜の延長保育の申込については、できる限り控えてください。

6 在籍している保育所等を令和2年6月中すべて欠席した方の取扱いについて

令和2年5月26日（火）から令和2年6月30日（火）まで、在籍している保育所等をすべて欠席された場合についても、引き続き在籍している保育所等を御利用いただけます。

7 「復職」を要件として令和2年4月、5月及び6月に入所された方について

令和2年4月、5月及び6月に入所された方のうち、「復職」を要件として入所されている方について、復職いただく期限は、「令和2年8月1日（土）まで」延長いたします。

8 「求職活動中」を要件として令和2年4月に入所された方について

令和2年4月に入所された方のうち、「求職活動中」を要件として入所されている方について、就労を開始いただく期限を、「令和2年8月1日（土）まで」延長いたします。

9 その他

(1) 登園前に、御自宅でお子さんの体調を必ず確認（検温など）してください。

(2) お子さんに発熱や呼吸器症状があるなど、体調不良の場合は、登園せず、完治するまで御自宅で養生してください。

(3) 登園自粛に伴い、家庭での保育や子育てに不安等がある方は、通園する施設等に御相談ください。

以 上

(事務担当は保育課保育担当)

電話：0463 (21) 9612